



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成27年6月16日

担 当	埼玉労働局総務部企画室	
	室長	松本 桂一郎
	室長補佐	腰越 晴彦
	(電話) 048-600-6201	

「いじめ・嫌がらせ」が2年連続相談のトップ

総合労働相談は、10年連続5万件超

《平成26年度個別労働紛争解決制度の施行状況》

		(対前年度比)
1 総合労働相談件数	51,799件	(3.6%減)
うち 民事上の個別労働紛争件数	10,292件	(10.9%減)
2 助言・指導申出受付件数	493件	(4.8%減)
3 あっせん申請受理件数	231件	(10.8%減)

〈ポイント〉

- 平成26年度に県内10か所の「総合労働相談コーナー」に寄せられた総合労働相談の件数は3.6%減少しています(→図1)。
民事上の個別労働紛争件数は10.9%減少しています。民事上の個別労働紛争の内訳をみると、2年連続「いじめ・嫌がらせ」がトップで、相談内容の中での割合は5分の1を超えています(21.4%)(→図2、図3)。
- 助言・指導申出受付件数は4.8%減少しており、この内訳をみると「いじめ・嫌がらせ」、「解雇」、「労働条件の引下げ」の事案で、ほぼ半数を占めています(→図5、図6)。
- あっせん申請受理件数は10.8%減少し、この内訳をみると「解雇」が最も多く、「いじめ・嫌がらせ」とあわせて、事案の半数以上を占めています(→図7、図8)。

* 個別労働紛争解決制度とは、労使間の紛争に関し当事者の自主的な解決を図るよう相談や情報提供を行い、当事者から解決についての援助を求められた場合には、労働局長による助言・指導または紛争調整委員会のあっせんにより、円満に紛争を解決しようとする制度です(別紙1)。

1 総合労働相談受付状況

◇ 総合労働相談とは

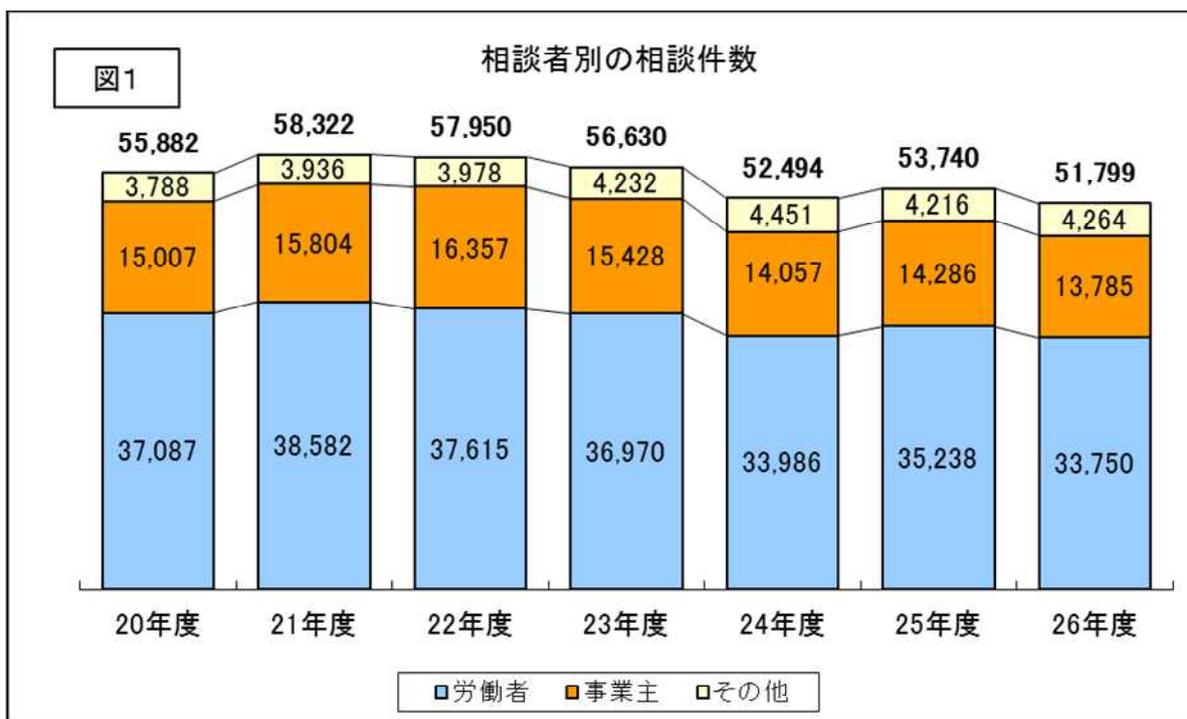
総合労働相談とは、労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関するあらゆる分野についての労働者、事業主からの相談のことです。

埼玉労働局では、あらゆる労働相談にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を労働局総務部企画室を含め県内 10 か所に設け、専門の総合労働相談員が面談又は電話で相談を受け付けています（別紙 2）。

◇ 総合労働相談件数

平成 26 年度に寄せられた労働相談件数は、51,799 件（前年同期比 3.6%減）で、都道府県別では全国 4 番目の件数でした。

相談者の内訳は、労働者が 33,750 件（65.2%）、使用者が 13,785 件（26.6%）、友人・家族など当事者以外が 4,264 件（8.2%）でした（図 1）。



◇ 民事上の個別労働紛争に関する相談

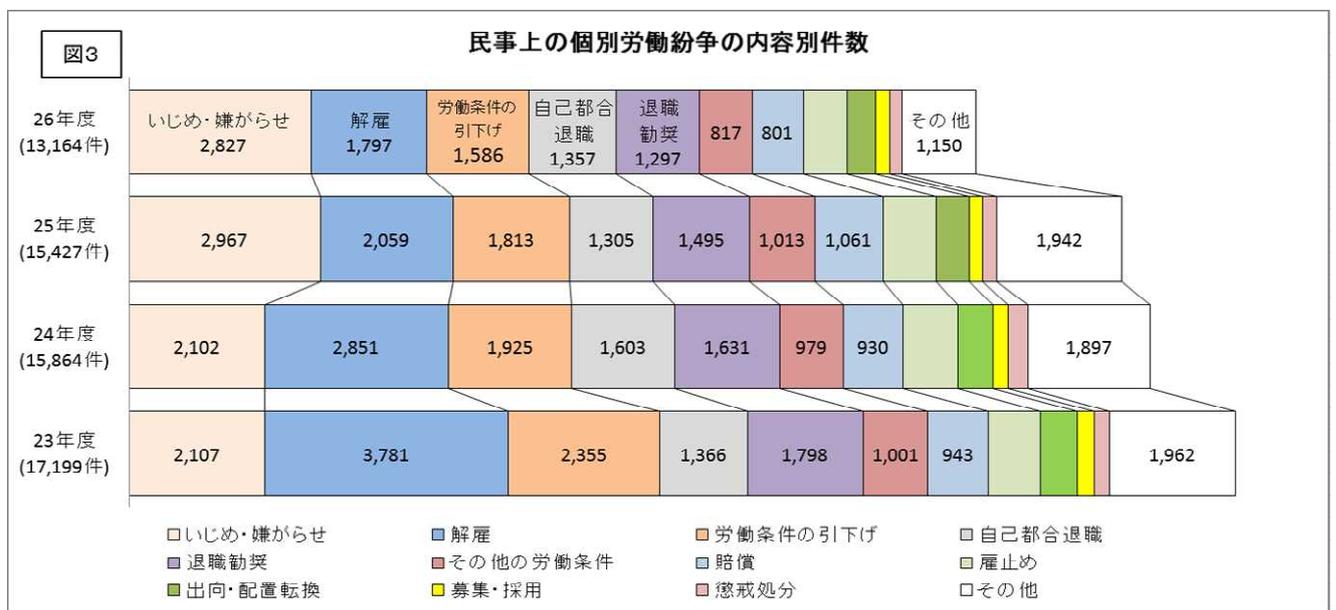
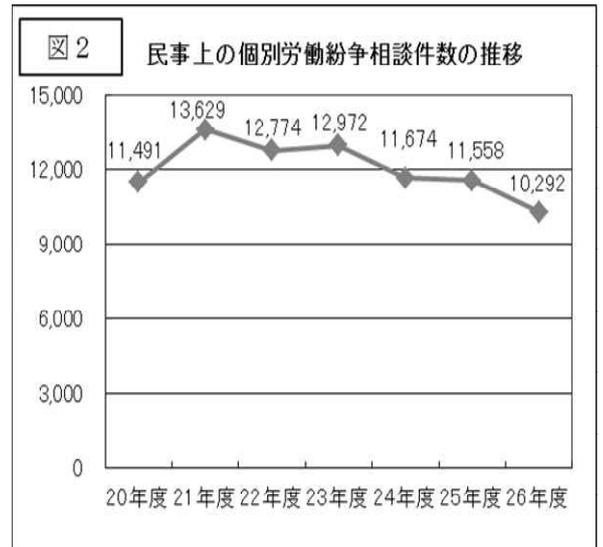
民事上の個別労働紛争に関する相談とは、総合労働相談のうち、労働基準監督署で扱う労働基準法違反に係る事案やハローワークで取り扱う雇用保険法に係る事案等と違って、当該相談内容に対し調査・指導する機関がないもので、個別労働関係紛争の状態にあるものです。

なお、個別労働関係紛争とは、解雇や労働条件の引下げ、退職勧奨、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争のことです。

◇ 民事上の個別労働紛争の件数と内容

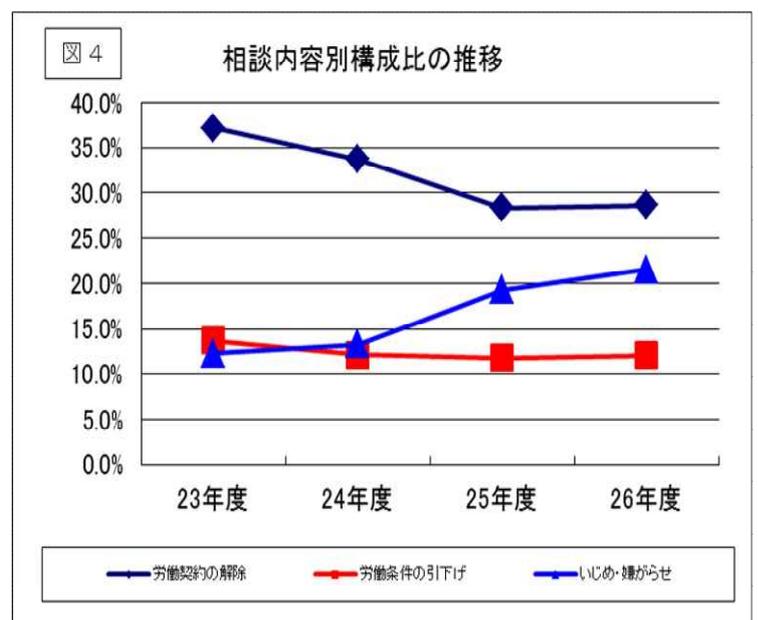
平成 26 年度の総合労働相談のうち、民事上の紛争件数は 10,292 件（前年同期比 10.9%減）で（図 2）、都道府県別では全国 6 番目の件数でした。

相談内容別では、「いじめ・嫌がらせ」が 2,827 件（全体の 21.5%）と最も多く、以下「解雇」（普通・整理・懲戒解雇）の 1,797 件（同 13.7%）、「労働条件の引下げ」の 1,586 件（同 12.0%）、「自己都合退職」の 1,357 件（同 10.3%）と続いています（図 3）。



相談内容別の構成比でみると、解雇、退職勧奨及び雇止めといった「労働契約の解除」に関するものが全体の 28.6%（3,768 件）を占めています。その一方で、「いじめ・嫌がらせ」は全体の 21.5%（2,827 件）で徐々に増加する傾向がみられます（図 4）。

注）1 件の相談で複数の内容にわたる事案もあるため、構成比は、相談内容別に計上した件数（13,164 件）を母数とした。



2 助言・指導申出状況

◇ 助言・指導とは

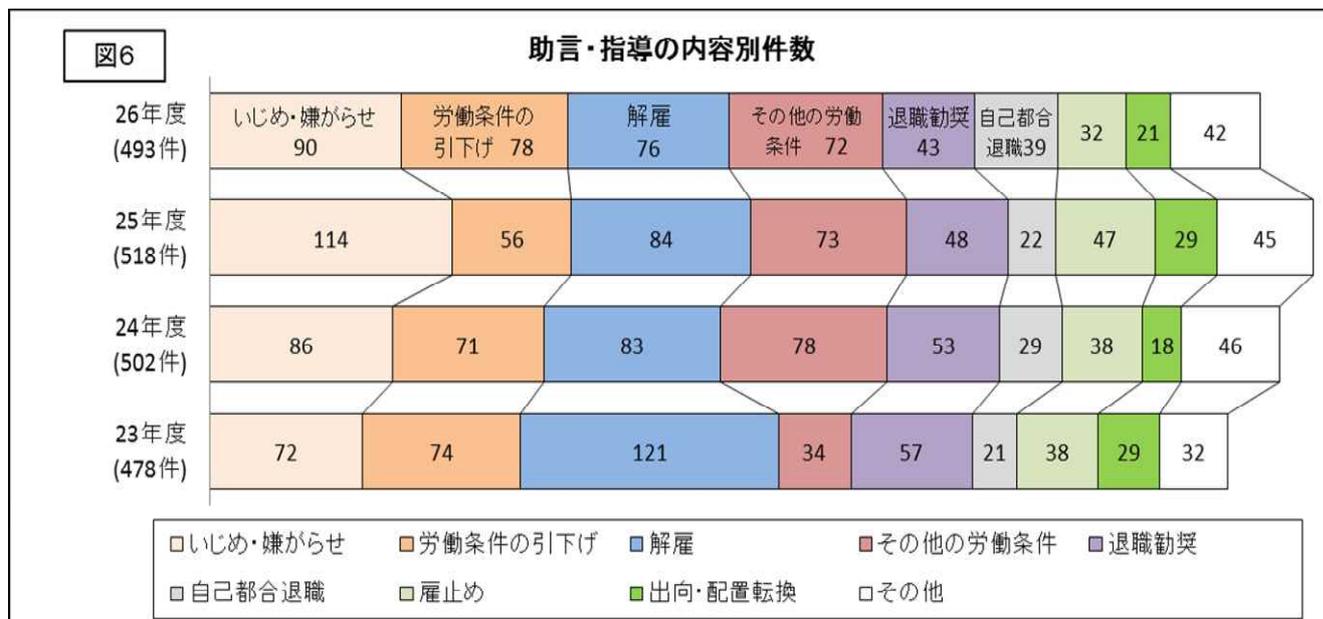
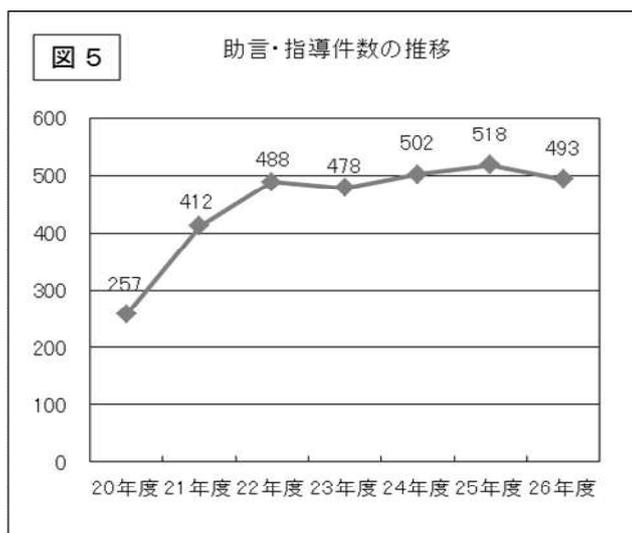
助言・指導とは、当事者間による自主的な解決を促進するために、紛争当事者に対し問題点を指摘し、都道府県労働局長が解決の方向性を示唆する制度です。

◇ 助言・指導の件数と内容

平成 26 年度の助言・指導の申出受付件数は 493 件（前年同期比 4.8%減）で、都道府県別では全国 5 番目の件数でした。（図 5）。このうち、労働者からの申請は 491 件（平成 25 年度 518 件）、事業主からの申請は 2 件（同 0 件）でした。

正社員からの申出が 227 件、パート・アルバイトや派遣労働者などの非正規労働者からの申出が 242 件、その他が 24 件でした。

助言・指導の申出の内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が 90 件（18.3%）と最も多く、以下、順に「労働条件の引下げ」に関するものが 78 件（15.8%）、「解雇」が 76 件（15.4%）。有給休暇等に関する「その他の労働条件」が 72 件（14.6%）、「退職勧奨」が 43 件（8.7%）でした（図 6）。



助言・指導の実施状況

平成 26 年度に助言・指導の処理が終了した事案は 484 件です。このうち、申出の取り下げ等により処理を終了した 19 件を除く 465 件全てについて助言・指導を実施し、うち、127 件が解決に至りました。

3 紛争調整委員会によるあっせん

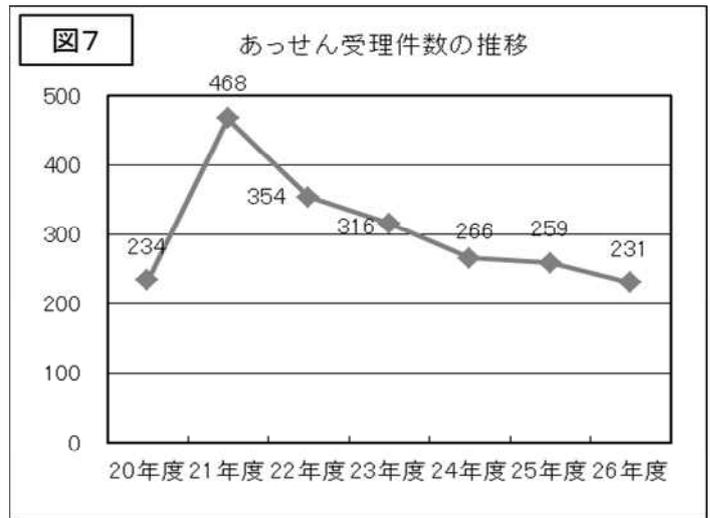
◇ あっせんとは

紛争当事者の間に公平・中立な第三者として学識経験者（弁護士、大学教授等）が入り、双方の主張を確かめ、双方から求められた場合には両者が採るべき具体的なあっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行い、話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度です。

◇ あっせん件数の推移

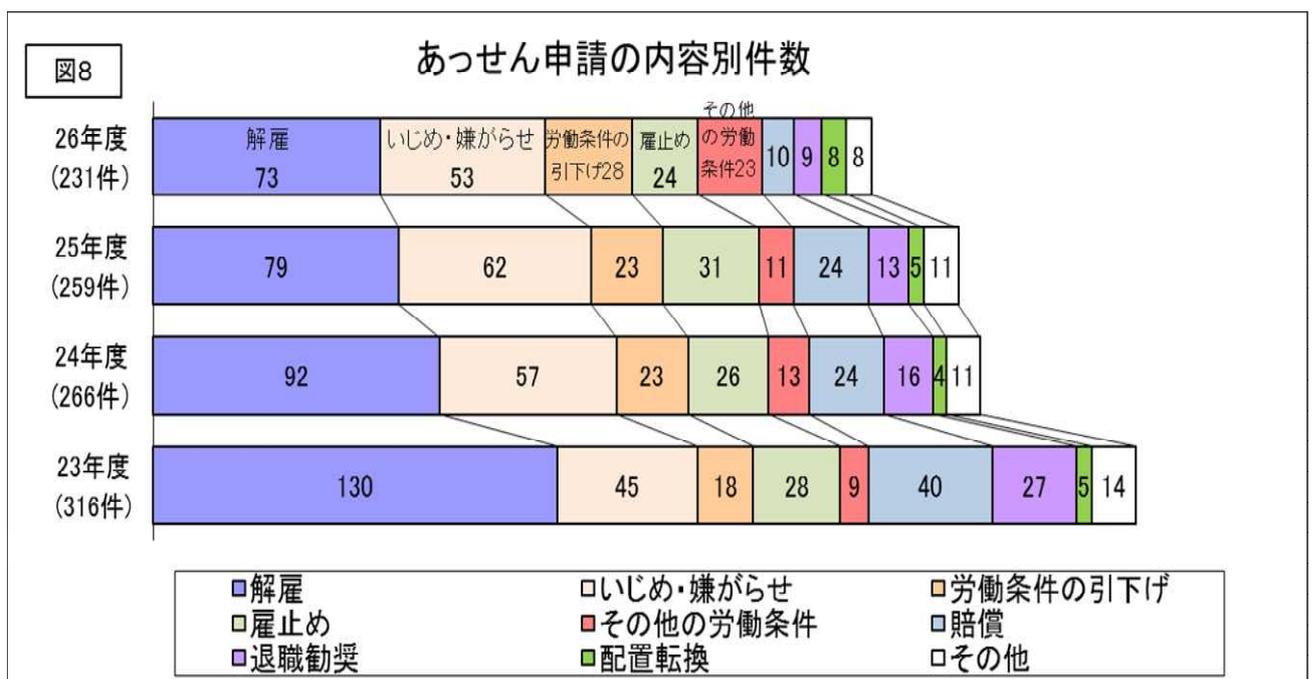
平成 26 年度のあっせん申請受理件数は 231 件（前年同期比 10.8%減）で、都道府県別では全国 5 番目の件数でした（図 7）。このうち、労働者からの申請は 223 件（平成 25 年度 253 件）、事業主からの申請は 8 件（同 6 件）でした。

正社員からの申出が 108 件、パート・アルバイトや派遣労働者などの非正規労働者からの申出が 103 件、その他が 20 件でした。



◇ あっせん申請の主な内容

あっせん申請 231 件の主な内容は、「解雇」が 73 件（31.6%）と最も多く、以下、順に「いじめ・嫌がらせ」が 53 件（22.9%）、「労働条件の引下げ」が 28 件（12.1%）でした（図 8）。



◇ あっせんの実施状況

平成 26 年度にあっせんで終了した事案は 227 件です。このうち、

- ① 合意が成立したもの 69 件（解決率 30.4%、当事者間和解 6 件を含む）

参考：平成 25 年度にあっせんで終了した事案は 268 件で、このうち合意が成立したものは 96 件（35.8%）でした。

- ② 申請が取り下げられたもの 5 件

- ③ その他 153 件

参考：「その他」の 153 件は、被申請人が手続きに参加しなかったため、あっせんが開始されなかったものが大半を占めています。

被申請人があっせんに参加した場合、79.7%が合意成立（平成 26 年度に開催されたあっせん 79 件中 63 件）しています（同 25 年度 83.7%）。

◇ 処理に要した期間

平成 26 年度にあっせんで終了した 227 件について、処理に要した期間は、申請から 1 か月以内が 58.1%、1 か月超え 2 か月以内が 32.6%、2 か月超え 3 か月以内が 7.9% でした。

申請から 2 か月以内に処理を終えたものが全体の 90.7%を占めており、早期解決が図られていると言えます。

～助言解決事例～

いじめ・嫌がらせ（パワハラ、暴言等）に関する紛争

申出人は、仕事のミスについて上司からひどい言葉で怒鳴られるので、精神的にまいっている。上司の上長に相談したところ、「ああいう言葉使いの人だからあまり気にしないで。」と言われ、取り合ってもらえなかった。毎日のことでおかしくなりそうで、退職も考えている。ミスへの業務指示はわかるが、もう少し考慮して指示してほしいとして助言を申し出た。

助言の処理経過

労働局から会社の人事課に連絡し、申出人は相当精神的にまいっているように見受けられたこと、事業主には、労働者の職場環境に配慮し、職場でのパワハラ防止体制を整備する必要があることを伝えた。これに対し会社の担当者は、事実関係を調査した上で必要な対応をすると回答した。

結果

労働局の助言を受け、会社の人事課がパワハラに関する社内調査を行ったところ、申出人以外の労働者も同様の主張をする者がいることがわかり、パワハラ防止に係る体制の見直し、パワハラに関する講習を実施した。申出人から、「上司は怒鳴ることがなくなり、仕事の相談もしやすくなった。勤務を続けてみたいと思っている。」との連絡があった。

～あっせん解決事例～

普通解雇に関する紛争

申請人は、20年以上勤務していた。心の病により2年間休業したが、会社の就業規則上の休業期間満了で離職することとなった。申請人は、退職金規程に基づき退職金が支払われた。

申請人は、心の病に至る原因は上司の暴言等であり、会社に事業主としての責任があったと考え、精神的苦痛に対する補償として3か月分賃金相当額の支払を求めてあっせん申請した。

あっせんの結果

会社は、申請人から相談を受け社内調査をしたが申立てた事実を確認できなかったと主張した。あっせん委員から、あっせんの場合には詳細な事実確認はできないが、申請人が心の病で休業し退職したことや勤務年数等も鑑みて検討をするよう会社側に求めた。会社側は、パワハラ等が原因ではなく私傷病と考えているが紛争をあっせんの場で解決したい、として、あっせん委員の調整の結果、最終的に1.5か月分賃金相当額を支払うことで、和解が成立した。

添付資料

別紙1 総合労働相談の流れ

別紙2 埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧

別紙3 個別労働紛争解決制度の運用状況（全国）

パンフレット 「職場のトラブル解決 サポートします」

総合労働相談の流れ

職場におけるトラブル

総合労働相談コーナー

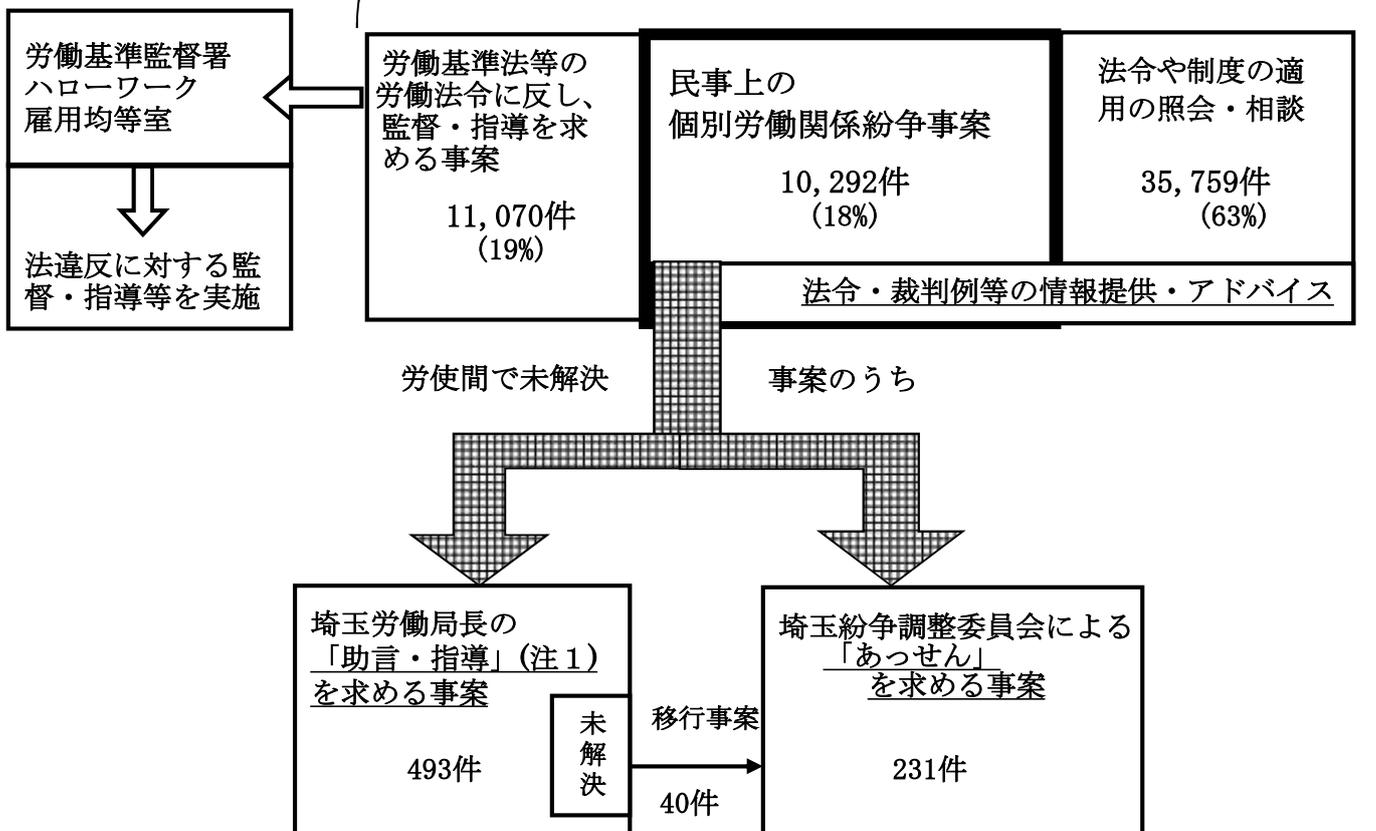
労働問題に関するあらゆる分野の相談

51,799件

(H26年4月～H27年3月の間)

内訳	
労働者	65.2%
使用者	26.6%
その他	8.2%

中
身



(注1) 判例に照らし、問題点と解決の方向を示す。

埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧

名 称		所 在 地	電 話 番 号
☆	埼玉労働局 総合労働相談コーナー	〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
☆	埼玉労働局 浦和駅西口 総合労働相談コーナー 労働なんでも相談室	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 1-5-1 浦和 I Sビル7階	048-822-0717
☆	さいたま 総合労働相談コーナー	〒330-6014 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー14階 さいたま労働基準監督署内	048-600-4801
☆	川口 総合労働相談コーナー	〒332-0015 川口市川口 2-10-2 川口労働基準監督署内	048-252-3773
☆	熊谷 総合労働相談コーナー	〒360-0856 熊谷市大字別府 5-95 熊谷労働基準監督署内	048-533-3611
☆	川越 総合労働相談コーナー	〒350-1118 川越市豊田本 277-3 川越地方合同庁舎 川越労働基準監督署内	049-242-0892
☆	春日部 総合労働相談コーナー	〒344-8506 春日部市南 3-10-13 春日部労働基準監督署内	048-735-5227
☆	所沢 総合労働相談コーナー	〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢地方合同庁舎 所沢労働基準監督署内	04-2995-2582
	行田 総合労働相談コーナー	〒361-8504 行田市桜町 2-6-14 行田労働基準監督署内	048-556-4195
	秩父 総合労働相談コーナー	〒368-0024 秩父市上宮地町 23-24 秩父労働基準監督署内	0494-22-3725

☆は女性相談員が配置されている相談コーナー

平成26年度都道府県別個別労働紛争解決制度の運用状況について

(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

労働局名	総合労働相談件数	民事上の 個別労働紛争 相談件数	労働局長の 助言・指導 申出件数	紛争調整委員会の あっせん 申請件数
1 北海道	36,149	7,327	215	191
2 青森	12,546	2,380	97	21
3 岩手	10,144	2,791	127	46
4 宮城	22,343	6,328	214	76
5 秋田	7,257	2,947	82	57
6 山形	9,376	2,682	174	63
7 福島	16,355	5,688	44	42
8 茨城	20,432	5,588	185	109
9 栃木	12,060	2,663	136	97
10 群馬	15,838	4,542	142	56
11 埼玉	51,799	10,292	493	231
12 千葉	42,438	7,584	418	111
13 東京	118,356	26,962	576	1,073
14 神奈川	51,081	13,598	292	183
15 新潟	13,423	4,172	152	66
16 富山	6,732	1,860	63	40
17 石川	6,957	2,419	215	44
18 福井	5,862	1,708	132	27
19 山梨	5,772	1,225	26	21
20 長野	16,367	4,398	133	159
21 岐阜	15,773	4,361	101	63
22 静岡	33,039	5,486	467	102
23 愛知	79,561	16,352	814	370
24 三重	13,518	3,082	144	38
25 滋賀	10,162	2,529	188	73
26 京都	22,801	6,659	207	123
27 大阪	114,809	19,329	708	393
28 兵庫	51,155	15,568	930	275
29 奈良	8,912	1,859	90	83
30 和歌山	6,414	1,085	78	20
31 鳥取	4,010	1,633	42	40
32 島根	5,367	1,501	67	23
33 岡山	13,617	3,138	72	79
34 広島	27,665	5,031	140	73
35 山口	11,752	2,549	196	25
36 徳島	10,187	1,471	147	31
37 香川	7,077	1,583	76	19
38 愛媛	10,093	2,618	148	61
39 高知	5,098	1,170	34	31
40 福岡	41,957	6,034	291	72
41 佐賀	8,428	2,641	19	26
42 長崎	9,742	2,793	82	17
43 熊本	9,177	3,088	221	49
44 大分	5,951	2,078	80	20
45 宮崎	9,303	2,040	57	74
46 鹿児島	7,594	3,730	67	50
47 沖縄	8,598	2,244	89	67
計	1,033,047	238,806	9,471	5,010